

議事日程(第5号)

令和5年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 第2号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件
- 日程第2 第11号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第3 第14号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第4 第18号議案 令和4年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第5 第19号議案 令和4年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第6 第20号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)
- 日程第7 第21号議案 令和5年度神河町一般会計予算
- 第22号議案 令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
- 第23号議案 令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第24号議案 令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第25号議案 令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第26号議案 令和5年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第27号議案 令和5年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第28号議案 令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第29号議案 令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第30号議案 令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第31号議案 令和5年度神河町浄化槽事業特別会計予算
- 第32号議案 令和5年度神河町水道事業会計予算
- 第33号議案 令和5年度神河町下水道事業会計予算
- 第34号議案 令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第8 承認第1号 第3次神河町行財政改革大綱の策定の件
- 日程第9 発委第1号 神河町議会の個人情報保護に関する条例制定の件
- 日程第10 発委第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第2号議案 神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件
- 日程第2 第11号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第3 第14号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第4	第18号議案	令和4年度神河町水道事業会計補正予算(第4号)
日程第5	第19号議案	令和4年度神河町下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第6	第20号議案	令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第4号)
日程第7	第21号議案	令和5年度神河町一般会計予算
	第22号議案	令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算
	第23号議案	令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
	第24号議案	令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
	第25号議案	令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算
	第26号議案	令和5年度神河町土地開発事業特別会計予算
	第27号議案	令和5年度神河町訪問看護事業特別会計予算
	第28号議案	令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
	第29号議案	令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
	第30号議案	令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
	第31号議案	令和5年度神河町浄化槽事業特別会計予算
	第32号議案	令和5年度神河町水道事業会計予算
	第33号議案	令和5年度神河町下水道事業会計予算
	第34号議案	令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算
追加日程	発議第1号	令和5年度神河町一般会計予算に対する附帯決議
日程第8	承認第1号	第3次神河町行財政改革大綱の策定の件
日程第9	発委第1号	神河町議会の個人情報保護に関する条例制定の件
日程第10	発委第2号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
日程第11	議員派遣の件	
日程第12	各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について	

---

出席議員(11名)

1番	小島義次	7番	松岡宣彦
2番	木村秀幸	8番	藤森正晴
3番	澤田俊一	9番	藤原資広
4番	廣納良幸	11番	栗原廣哉
5番	安部重助	12番	小寺俊輔
6番	吉岡嘉宏		

---

欠席議員(なし)

---

欠員(1名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林英和 主査 ..... 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山名宗悟	建設課長 .....	野崎直規
副町長 .....	前田義人	地籍課長 .....	藤田晋作
教育長 .....	入江多喜夫	上下水道課長 .....	谷総和人
総務課長 .....	岡部成幸	健康福祉課長 .....	桐月俊彦
総務課参事兼財政特命参事 .....	黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 .....	木村弘美
税務課長 .....	長井千晴	会計管理者兼会計課長 .....	北川由美
住民生活課長 .....	平岡民雄	町参事兼病院副院長兼事務長 .....	春名常洋
住民生活課副課長兼防災特命参事 .....	井出博	病院総務課長兼施設課長 .....	井上淳一朗
農林政策課長 .....	前川穂積	教育課長兼給食センター所長 .....	高橋宏安
ひと・まち・みらい課長 .....	真弓憲吾	教育課参事兼社会教育特命参事 .....	宮本公平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事 .....	石橋啓明		

午前9時00分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第111回神河町議会定例会の第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

廣納良幸議員につきましては、体調の都合により起立困難の届けがあり、着座での発言、挙手をもって採決の意思表示をしたいということでございます。これを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第2号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、第2号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件を議題とします。

議案の審査を付託しておりました民生福祉常任委員会の審査報告を求めます。

小島義次民生福祉常任委員長。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） おはようございます。1番、民生福祉常任委員会委員長の小島でございます。

それでは、第2号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件の審査報告をいたします。

3月6日の本会議におきまして、民生福祉常任委員会に審査を付託されました第2号議案につきまして、3月9日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終了後の討論において、澤田委員から反対討論があり、賛成討論はございませんでした。採決の結果、賛成委員は少数であり、当委員会としては否決することに決定いたしました。

なお、本定例会から、本会議から受けた付託議案審査を行う委員会に委員として出席している議長は、本会議採決での議長の立場上、採決には加わらないとしたことを申し添えます。

次に、5番目、審査の内容報告であります。第2号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件について、主な質疑応答を申し上げます。

根拠法である自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の第6条第1項に規定されている放置自転車の撤去等は、条例の定めがないとできないと理解している。新野駅前の自転車が撤去されて保管されるまでの経緯はどの質問に対し、令和4年9月15日、新野駅に放置された自転車について、教育課を通じて神崎郡青少年補導センターから住民生活課に連絡があり、確認すると、駐輪場以外の場所に30台程度の駐輪があった。11月上旬、駐輪しないように喚起する注意札を貼り、12月上旬には、放置された自転車に対し、警察への通報を警告する赤色の札を貼った。12月下旬、自転車が放置された場所にロープを張ったり、自転車の所有者が分かる場合は個別に対応したりし、最終的に防犯登録期間が過ぎて本人確認ができない自転車5台が残った。遺失物としての判断はできないか、また不法投棄としての判断を警察に問い合わせたが、町の判断に任せると回答があったので、昨年9月から今年の1月まで同じ自転車が放置されている状況から、本人の意思で捨てられたと判断し撤去させていただいたとの答弁でした。

次に、遺失物でも不法投棄でもないものを条例制定がない状況で撤去すれば横領罪が適用される可能性があるが、どう考えるかとの質問に、本来であれば条例制定後に対応すべきであるが、町としてそのまま放置することを考慮し、神河町環境にやさしい町づくり条例に基づいて対応したとの答弁でした。

また、苦情があった時点で12月定例会に提案し、条例制定後に撤去すればよかったのではないかとの問いに、9月、10月は現状の把握、11月、12月は自転車所有者に駐輪場への駐輪を誘導した。町として、放置自転車についてでき得る対応をした上で3月に提案したとの答弁でした。

本来、最初に注意喚起し警告すべきである。仮に撤去したのであれば、撤去日時、自

転車の保管場所、連絡先を示した看板の設置が必要であるがされていない。この点はどうかとの質問に対し、この場所には自転車を止めないでという看板は既に設置している。それを承知の上で、駐輪場と契約せずに止めている。警察とも相談し、壊れた自転車を長期間その場所に放置しておくことが問題であると判断し、撤去したとの答弁でした。

新野駅は銀の馬車道の周遊サイクリングルートになっており、町として一般のお客様が短時間止められる駐輪場、サイクルスタンドの設置など環境を整えることも必要だと思う。また、周遊ルートでのサイクリングなのに駐輪スペースがないと話にならない。まず環境を整えてほしい。トラロープに貼り紙がしてあり、駅前の景観を損なっている。駐輪マナーを高めるほうに力点を置いてほしいがとの問いに対しまして、まず条例を制定し、SDGs、省エネで脱炭素の流れに乗って自転車の利用も促進していきたい。今後、どのような対策が必要なのか、銀の馬車道など観光とも連携しながら今後の対応を考えていきたいとの答弁でした。

次に、条例第2条で放置の定義がある。放置とは、直ちに移動させることができない場合である。朝、駅に止めて晩に帰ってくる場合や、買物をしている間の取扱いはどうなるのかとの問いに、環境に影響がない範囲の一時的な駐輪であれば、厳しく取り扱うことは考えていないとの答弁です。

条例からは、厳格に対応したりしなかったりという状況が起きるがとの問いに、あくまで自転車の撤去や処分が目的ではなく、適正な利用を促すことが目的である。一時的な利用者には、駐輪場での駐輪を啓発していきたいとの答弁でした。

次に、放置禁止区域の指定及び区域の変更を規定すべきではないかとの質問に対し、放置禁止区域を設定しているのは主に都市部で、緊急車両の通行に影響がある、歩道に止められた自転車により歩行に支障があるなど想定されたエリアを指定されており、神河町では長期間止めてある自転車を撤去するなどの対応を考えており、区域の設定は必要ないと判断したとの答弁でした。

また、他市町では換価の規定があるが、神河町に規定がないのはなぜなのかとの問いに、神河町は放置自転車の台数も少なく、町管理施設内で保管しているので保管費用の発生はないと認識しており、売却もしないと考えているとの答弁です。

放置自転車の状況確認や対応等、町職員が本来しなくてもよい仕事をするることによる人件費がかかってくる。自転車の撤去などに要した費用など応分の負担を求めるべきだが、その規定がないのはなぜかとの質問に対しまして、都市部は放置自転車の数が多く、撤去業務の委託、保管倉庫の管理等に要した費用を利用者の負担としている。神河町では、放置自転車がなくなるように努めることも町の責務と考えている。撤去、保管に要した費用が明確に出せないこともあり、負担を求めない条例内容にしたとの答弁でした。

さらに、顧問弁護士に条例内容の確認などの相談はしないのかとの質問に対し、本条例の確認はしてもらっていない。条例を制定する前に自転車を移動させたことは何ら法律に抵触せず、損害を与えるものではないので、罪に問われることはないを確認してい

るとの答弁でした。

条例は、もう一度精査した上で6月に提案すればどうかとの質問に、弁護士は、駐輪場でないところに止めるほうが悪い。町としては、警告など手続をしていること、止めてあった自転車を移動しただけなので、所有者に何ら不利益を与えておらず、罪に問われることはないという見解であった。条例を提案した側としては、一旦認めていただき、必要があればその時点で改正していきたいとの答弁でした。

さらに、看板は外国の方にも分かるように表記してはどうかとの問いに、今後どのような表記で周知するか考えていきたいとの答弁でした。

次に、第7条の自転車小売業者の責務に、協力義務として、町長が実施する自転車放置対策である自転車駐輪場の確保、自転車放置の防止に関する指導及び啓発がある。自転車販売店が責務としてここまでする必要があるのかとの質問に対し、自転車を販売する側として、町の啓発についてお客様にチラシを配るなど協力をしてほしいという意味で条例に明記した。また、まずは駅を安全に利用することを目的として条例を作成した。公共の場で迷惑が起きるようであれば、撤去、注意喚起、処分などができる道筋も考えての条例である。現時点においてでき得ることを提案したので、その点も含めて判断していただきたいとの答弁でした。

次に、討論された要点を申し上げます。反対討論、澤田俊一委員。周辺住民から苦情を受け、対応するために条例制定が必要になったことは理解し、一日も早く条例を制定すべきだとは思う。しかしながら、大きく次の3点の理由で反対するものです。1点目は、上位法で、放置自転車の撤去及び保管は条例の定めによりできると定めてありますが、条例の制定がないままに撤去及び保管したことは誠に遺憾である。2点目は、上位法で定める、町が行うべき駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するための対策をしっかりと実施した上で、条例制定の提案を行うべきである。3点目は、条例案に対する質疑の回答から、多くの不備や不明確な点がある。以上の理由によって、私は第2号議案に反対しますとの内容でした。

以上、質疑応答の概要を報告いたしました。これ以外の質疑応答、詳細な内容については、お手元の審査報告書に記載しておりますので御覧ください。また、タブレットには会議録が掲載されておりますので、併せて御確認ください。

これで、第2号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、反対討論の方。

3番、澤田俊一議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。第2号議案に反対の立場で討論を行います。

JR播但線寺前駅周辺や新野駅周辺に放置自転車等があり、住民からの苦情を受けて対応するために条例制定が必要になったことは理解しております。しかし、次の理由で反対するものです。

1点目は、本条例案に多くの不備があることです。条例は法規範です。町のルールとして、町民に分かりやすいものでなければなりません。また、条例を施行したときに想定されるあらゆる課題への対応が含まれていなければなりません。具体的には、条例案第2条5項の町有地等の規定は、当該箇所が不明確です。次に、放置禁止区域の指定がありません。利用者に具体的に協力を求めるために、新野駅周辺、寺前駅周辺など、区域を明確に指定するべきです。次に、条例案第7条の自転車小売業に責務として求める内容が不明確です。次に、条例案に町が撤去、保管した自転車等を売却できる規定がありません。次に、条例案に利用者等が撤去、保管された自転車等を引き取る際に、自転車等の撤去に要した経費として応分の負担を求める規定がありません。以上が条例案の主な不備なところです。これらの規定は、同じJR播但線隣町の福崎町の条例には規定がありますことを申し添えます。

2点目は、本条例案の根拠法である自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に規定されている、町が行うべき駅前広場等の良好な関係を確保し、その機能の低下を防止するための対策が不十分なことです。審査を行った民生福祉常任委員会で指摘をしました新野駅前の状況について、放置自転車等を撤去し、保管している旨と、その保管場所と連絡先の表示は委員会後に行われました。また、駅前の景観を損なっていたトラロープも早々に撤去されました。しかしながら、現在設置しておられる2枚の看板では、利用者がどこに駐輪すればよいのかが分かりません。町が駅前に駐輪場を設置できないのであれば、民間の駐輪場の利用をお願いする旨の表示が必要です。また、新野駅は県民センターの銀の馬車道周遊サイクリングルートのコースであります。少なくとも、サイクルスタンド等の設置が必要です。まずは、町の責務としてのそれらの対策をしっかりと実施した上で、条例制定の提案を行うべきです。

以上の理由によって、私は第2号議案に反対します。

これで私の反対討論は終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論ございませんか。

6番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡嘉宏です。それでは、第2号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件に対し、賛成の立場で賛成討論をします。

この議案は、JR新野駅の駅周辺スペースに自転車が30台程度毎日駐輪されており、点字ブロックを塞ぐ、あるいは民間の駐輪場が近所にあるのにそこに止めない、明らか

に放置されている自転車等の撤去の必要性、これらに駆られ、町有地等には駐輪しないように条例化しようとするものです。

上位法では、条例で定めるところにより放置自転車等の撤去と保管と規定されていますが、条例整備するまで放置自転車をそのままにしておくことは、歩行者等の安全確保などの観点からも適切な対応とは言えませんし、町としても条例整備がされていないため、すぐに撤去するのではなく、撤去を促すための注意札、警告札により1か月以上の周知期間を設け、その間、警察の立会いの下、防犯登録を調査し、それでも所有者が分からず4か月以上放置されていた放置自転車を、やむを得ず寺前地内の町有地、旧寺前分団の跡地、そこに保管しているというのが現状でございます。役場の顧問弁護士に相談したところ、放置自転車の廃棄は駄目だが、駅前の環境面への配慮、そして歩行者等の安全を確保するために、町有地から町有地への移動は問題ないと確認を取っているとのこと。上位法に基づく手続を取っていないことはよくないことでありますが、上位法どおりに運用するとなれば、駅利用者の安全を確保するために撤去した放置自転車を、今から寺前地内にある保管場所から新野駅に戻すような作業をすることになります。それは不要な作業であると思います。

観光面からの指摘として、サイクル愛好家の一時駐輪用のサイクルスタンドの必要性をただいま澤田議員も訴えておられました。私は、その必要性は十分に理解をします。ぜひ設置をしていただきたいと思っています。

今回、町執行部が提案されている条例は、同様の条例を制定している県内自治体の条例を参考にしているとのことですし、決定的な問題がある条例とは思いません。仮に、将来改善すべき事項が出てくれば、そのときに改正すればよいと思います。町が苦情を聞いて改善しようとした自転車等の放置防止の条例です。私はこのまま可決すべきと考え、この条例制定に賛成します。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、反対討論の方ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） それでは、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第2号議案を採決します。本案に対する委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立少数であります。よって、第2号議案は否決しました。



○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、第11号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

澤田俊一総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） 3番、総務文教常任委員会委員長の澤田です。それでは、第11号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）の審査報告をいたします。

3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託されました第11号議案につきまして、3月9日に委員会を開催し、行政成果、財源の確保、適正な事務執行、負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては原案のとおり可決することに決定しました。

なお、本定例会から、本会議から受けた付託議案審査を行う委員会に委員として出席している議長は、本会議採決での議長の立場上、採決に加わらないとしたことを申し添えます。

審査過程での主な質疑応答の要旨を報告します。お手元の報告書を御覧ください。

まず歳入です。総務費国庫補助金、地方創生推進交付金3,240万円減額の理由はの問いに対して、機能性野菜6次産業化事業のハード事業分とソフト事業分の一部を減額している。ニンジンジュース工場の設置が中止になったことによるものである。既に実施しているソフト事業分について、補助対象となるか内閣府に確認しているが、最終的には結論は出ていないとのことでありました。

次に、歳出の総務費です。1点目として、交通対策費のデマンド車両改造委託料254万5,000円の減額について、大きな減額であるが、改造内容がどのように変わったのかの問いに対しまして、電装関係を含め、全てを網羅した内容の見積りにより予算計上したが、実際には神姫グリーンバス株式会社、その後の株式会社ウイング神姫との調整により必要最小限の改造で陸運局の検査もクリアできたので、差額分を減額するとの回答でありました。さらに、利用者が降車バス停を運転手に知らせるブザーや、車外に設置する行き先表示板等について、予約制で運行するので必要ないと判断した。この部分が大きな減額の要因であるとの説明でありました。

次の問いとして、一般管理費のシステム改修委託料1,395万4,000円の減額について、総合行政コンピューター事業と行政手続オンライン化事業、それぞれの減額理由は何かの問いに対しまして、総合行政コンピューター事業については、無線ルーターのファームアップ、これはソフトウェアのバージョンアップのことだそうですが、これができていなかったためにパソコンの更新ができなかったため、一般管理費の使用料及び賃借料のパソコンリース料300万円を減額した。今年度でファームアップを行ったので、パソコンの更新は令和5年度で行う予定である。システム改修委託料の主な減額理

由は、行政手続オンライン化事業のシステム改修を見送ったためである。行政手続オンライン化事業は国が推進しており、まず26業務の行政手続について、マイナンバーカード等で自宅から申請ができるようにするものである。今年度、その業務の中の一つとして、定型業務をコンピューターに任せるRPAシステムを予算計上し構築する予定であったが、役場職員がある程度の知識を持っていないと操作が難しいことが判明し、今年度は導入を見送った。少しハードルが高い業務であり、令和5年度においても導入が困難な状況である。今後、時期を見て導入したいと考えているとの回答でした。

関連して、定型業務をコンピューターに任せるシステムを使いこなせる職員のスキルが足りないと理解したが、今後そのスキルを上げるための取組はに対しまして、コンピューター業者との協議では、今後使い勝手のよいソフトウェアも開発されるという話もある。職員をスキルアップ研修にも参加させたいとの回答でありました。

次に、民生費です。児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金935万円の減額について、全額国庫補助分は180人分、900万円予算計上されていたが、80人分の400万円が減額されており、実質60%程度の100人分しか支給されていない。町単独分は332人分、1,600万円が計上されていたが、107人分の535万円が減額されており、実質225人分しか支給されておらず支給率が非常に低い、その要因は何か。また、多額の減額は、当初の見積りがあまりにも過大で精査が足りないのではないかの問いに対しまして、予算計上時の対象人数の根拠について、住民税の非課税である低所得の子育て世帯が対象であった。対象人数がつかみにくかったのは事実である。結果として、見積りが甘かったことは否めないとの回答でありました。

次に、農林水産費です。林業振興費の環境対策育林事業補助金と町森林整備事業補助金について、実績に基づき多額が減額されている。要因は何かの問いに対しまして、環境対策育林事業は、特に1,000万円以上の減額補正となっている。事業量が減っている要因の一つは、森林管理100%推進事業のベースとなる造林補助事業の国から兵庫県への割当て、兵庫県から各市町への割当てが大きく減少してきているということである。もう一つの大きな要因は、森林管理100%推進事業の対象は60年生以下の林分で、神河町の山では、60年を過ぎた61年から65年生が全体面積の約2割を占めている。それ以上の分も含めると、全体の約6割が事業の対象外になってしまっているということです。中はりま森林組合、株式会社山田林業、住友林業株式会社、株式会社川上建設などから事業量を出していただいで取り組んでいるが、なかなか進んでいないという状況でございました。

次に、商工費です。商工振興費の事業所燃料費等支援金1,825万円減額について、3,175万円の予算に対して大きな減額となったが、対象事業者数と実績はの問いに対しまして、6月補正予算計上時の算定事業者数は、平成28年度経済センサス活動調査の事業者数を活用し、法人237事業者と個人319事業者の80%に当たる法人190事業者と個人255事業者の計445事業者で算定した。実績見込みは、法人90事

業者と個人90事業者、合計180事業者であるとの回答でありました。

次の問いとして、全ての事業者が物価高や燃料高で困っておられたが、申請される方が少なかった。担当課も事業の周知に努めたが、結局、手を挙げる事業者が年度末まで出てこなかった。申請手続が複雑だったのではないか。どのように分析しているかの問いに対しまして、事業者からも意見をいただいている。申請に必要な添付資料として、光熱水費と燃料費の金額が分かるもののほか、確定申告書の写し、ほかに収入がないかを確認するための申告書の提出をお願いしている。しかし、個人事業主については、燃料費と光熱水費の管理の仕方が煩雑なのではないかと判断している。事業の周知には努めたが、申請者数が少なかったことは反省している。今後、同様の事業については、もう少し簡単に申請ができるような方法も検討したいと考えているとの回答でありました。

全体の質疑としまして、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を充当した事業の残額4,010万円を病院事業会計と下水道事業会計と水道事業会計に振り替えることはよいことなのか。本来、この臨時交付金は、町民の方々に広く行き渡らせて生活を助けることが趣旨ではなかったのかの問いに対しまして、臨時交付金の趣旨はそのとおりで、一定のルールに基づいて事務手続を行わなければならないと認識している。各事業の実績は年度末にならないと分からない状況で、最終的に限度額の範囲内で活用することになった。年度途中の早い段階で見直しができなかったことを反省しているとの回答です。

関連といたしますか、続けた質問としまして、状況は理解できるが、住民代表の議会の立場から、困っている住民への対応に使うべきであると思っている。例えば、病院事業会計は、キャッシュフローでは数億円の内部留保ができており、さらに補助する必要があったのか。なぜもっと町民のために施策を考えなかったのか。全戸一律配布の給付金や商品券なら年度末でも可能であったのではないかの問いに対しまして、新型コロナウイルス感染症により大変な状況になったが、その都度、国の予算により対応してきた。コロナ対策地方創生臨時交付金は、コロナ対策をしていきながらしっかりと地方創生につなげていくという交付金である。神河町としてこだわったのは、やはり地域経済が元気になっていくということである。指摘があったように、町の企業会計に補填することではなく、直接的に生活に影響するということで活用しなければならなかったと反省している。今後は事業所支援、生活支援、子育て支援の3本柱を基本に考えていきたいとの回答でありました。

以上が主な質疑応答の内容です。

なお、詳細については審査報告書を御覧ください。また、タブレットには会議録が掲載されておりますので、併せて御覧ください。

これで、第11号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第9号）の審査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。どうも御苦労さまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第11号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第11号議案は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、第14号議案及び第18号議案から第20号議案について、経過を説明します。

第14号議案及び第18号議案から第20号議案については、3月2日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明がありました。3月6日の本会議においてそれぞれの質疑を行い、本日、討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

---

#### 日程第3 第14号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、第14号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第14号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第14号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第4 第18号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、第18号議案、令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第18号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第18号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第5 第19号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、第19号議案、令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第19号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第19号議案は、原案のとおり可決しました。

---

日程第6 第20号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第20号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第20号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第20号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩とします。再開を10時ちょうどとします。

午前 9時43分休憩

---

午前10時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

---

日程第7 第21号議案から第34号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第21号議案から第34号議案、令和5年度各会計予算を一括議題とします。

14議案の審査を付託しておりました予算特別委員会の審査報告を求めます。

安部重助予算特別委員長。

○予算特別委員会委員長（安部 重助君） 予算特別委員会委員長の安部でございます。

それでは、予算特別委員会の審査内容を報告いたします。お手元の審査報告書を御覧ください。

審査の経過であります。去る3月6日の本会議において当委員会に付託されました第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算並びに第22号議案から第34号議案までの各特別会計、企業会計予算について、3月13日と14日の2日間、議長を除く10名の委員により審査を行いました。

審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って適正な判断により行政成果が上がるよう、かつ町政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすのか、執行をどのようにすべきなのかなどの観点から慎重審議を行いました。

次に、審査の結果であります。第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算については、質疑終結の後、藤森委員から反対討論がありました。採決の結果、賛成多数で当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。なお、採決の後、藤森委員から、神河町議会基本条例第11条第7項の規定により、本会議においても反対の立場を取る旨の意思表示がありましたので、御理解をお願いいたします。

また、第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算審議終了後、栗原委員から動議により令和5年度神河町一般会計予算に対する附帯決議が提出され、全員賛成で可決しました。

審査の結果に戻ります。第22号議案、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算から、第34号議案、令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算については、いずれも質疑終結の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で当委員会として原案のとおり可決することに決定しました。

続いて、審査内容について、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告いたします。

第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算、まず歳入についてです。固定資産税の償却資産が増額となっている。大河内発電所に関する増額だと思うが、何年ごとに増額となるのかの問いに、令和4年中に大河内発電所のタービン増設があり、令和5年度から増額になる。また、何年周期ではなく、事業所の都合によるので把握できない。増額の要因としてもう1件、減免が終了した製造業の事業所が2件あり、その分が増額になっているとの答弁であります。

次に、歳出でございます。総務費、遠距離通勤・通学等補助金の対象者数をRE S A S（地域経済分析システム）の滞在人口からJR利用者5%で想定し、算出とあるが、どういう積算をしているのかの問いに、RE S A Sは総務省のビッグデータである。国

勢調査のデータを基に、1日の昼間人口、夜間人口を取りまとめ、神河町の昼間人口はどこへ流出しているか把握できるので、流出範囲からJR利用者を5%と想定して積算しているとのことです。

次に、50キロ以上の通勤・通学ということで、姫路駅が対象となっていない。なぜ50キロという設定をしたのか。他市町の例を参考にするだけでなく、姫路へ通勤する多くの町民への支援を考えるべきだと思うがの問いに、今回の補助制度の基本的な考え方は、あくまでJR播但線の利用促進である。今現在、JR播但線を利用されていない方に利用していただくことを基本に考えているとの答弁。さらに、今回の提案は通勤補助ではなく、JR播但線の利用促進である。財源も確保されており、3か年で効果を測定していくとの答弁であります。

次に、補助対象について、新野駅、寺前駅、長谷駅のいずれかを発着地とし、北へ50キロ以上の制約をしないのはなぜかの問いに、播但線利用促進の焦点になっている路線が寺前―和田山間なので、この区間の距離設定はしないということでございます。

次に、遠距離通勤・通学等補助金交付要綱で、企業等から支給されている通勤手当を差し引く規定がない理由はの問いに、現在、車通勤等されている方は、JRを利用することで経費が増えると想定もできる。支給されている通勤手当分は差し引かずに補助することで、JR播但線の利用を促したいとのことであります。

次に、要綱制定で参考にした市川町は、遠距離通勤の方への補助である。神河町は、JR播但線の利用促進である。果たして支給されている通勤手当を差し引かないことがJR播但線利用の実効性につながるのか。実効性のあるものにするため、要綱の見直しはできないかとの問いに、随時効果を検証しながら、改正すべきところは迅速に改正し、よりよい制度にしていきたいとの答弁であります。

次に、JR播但線の利用促進であれば、加古川、西明石方面ではなく、姫路から和田山間の利用者に補助すべきではないかとの問いに、あくまでJR播但線利用促進なので、今現在利用されている方ではなく、利用されていない方に利用していただくことを基本に考えたとのことであります。

次に、JR播但線の利用促進ならば、距離は関係なくJR播但線を利用する方に補助する。現在、車で通勤している方にJR播但線を利用していただくという考えはないかの問いに、あくまで現在、JR播但線を利用されていない方に新たに利用していただくことを促す。姫路であれば、もう既に利用されているということで対象外としているとの答弁であります。50キロ以上としてるのは市川町を参考にしたとのことであります。

次に、JR播但線の利用促進を基本とするなら、現実的なことを検討したほうが効果があるのではないかとの問いに、JR播但線利用促進については、政策調整会議を開催し、あらゆる角度から協議し、この内容で提案をさせていただいた。JRは、1日輸送密度目標を2,000人と設定しており、ワーキングチーム兵庫県のプロジェクトも1日輸送密度2,000人で、具体的な政策展開をすることになっている。ところが、寺前―

和田山間の利用密度は現時点で800人を切っており、2,000人が現実的な数字ではない。JRとしては、輸送密度2,000人を達成しなければ、路線の存続について決断をしなければいけない。町としても、新たなJR播但線利用を促進していくことで、最終的に姫路への通勤者は対象外、50キロ以上通勤者を対象にした。また、JR利用促進プラス地域創生の両面から取り組んでいくべき課題であると認識している。要綱についてはまだまだ不十分なところがある。2年以内と言わずに1年以内にできるところは見直しする思いで、今後ももっと皆様の御意見も取り入れながら、よりよい要綱にしていきたいとの答弁であります。

特急はまかせ利用促進補助金交付要綱は、朝来市を参考にしている。補助率を個人は10分の3、団体は2分の1とした根拠はの問いに、朝来市の料金補助率をそのまま引用しているが、できるだけ団体での利用を基本にしながら、個人の場合も補助するとの答弁であります。

神河町の基本的な考え方、姿勢が全く見えない。朝来市を参考にしているが、朝来市がどのような理念でこの補助率を決められたか、しっかりと調査しないで朝来市を参考にしている。特急はまかせの利用促進が目的なら、個人でも団体でも補助率は同率でよいのではないかの問いに、特急はまかせ利用促進補助は朝来市と同様であるが、JR播但線利用促進補助、遠距離通勤・通学補助は他市町に劣らない内容、神河町独自の考え方としている。特急はまかせ利用促進補助金交付要綱も、利用状況を見ながら状況を検証し、再検討するとの答弁です。

次に、特急はまかせ利用促進補助金交付要綱第5条に、交付申請に要する書類が定められている。乗車券の写しを提出するとあるが、乗車券は駅で回収されるため、写しが取れない。また、ICOCAを利用したときは何を証拠書類とするのかの問いに、JRに領収書の発行ができることは確認している。ICOCAは改札口で表示される画面等の写真を書類として提出してもらう。何らかの証拠書類がないと補助はできないとのことです。

次に、JR播但線利用促進補助金交付要綱の補助対象で、65歳未満と65歳以上の規定があるが、年齢区分の規定は必要なのかの問いに、65歳以上の方は運転免許を返納される方、通院される方などがあることから、1人でも可能としたとの答弁です。

JR播但線利用促進事業で、寺前駅、長谷駅にカーシェア車両配備とあるが、どこに配備するのか。利用対象は観光客かの問いに、主にJR播但線を利用する観光客を対象とし、寺前駅は観光協会、長谷駅は村営ふれあいマーケットにEV車両を1台ずつ配備するとの答弁です。

次に、一般管理費の寄附金で、神戸大学寄附講座へ3,300万円と、神戸大学医学研究科腎泌尿器科先端医療技術開発に3,000万円の計上があるが、神戸大学から常勤、また非常勤医師の派遣実績はあるのかの問いに、神戸大学寄附講座は、平成24年度から始まり11年経過している。今後も令和8年度まで同様の寄附を行う予定である。寄



附講座はあくまで医学の研究医療の向上のために行うもので、医師派遣のためではないが、結果的に整形外科医の派遣などにつながっている。平成24年度に常勤医師1名の着任も受けて、平成28年度からは毎年2名の医師を派遣していただいているとの答弁です。

次に、神戸大学附属病院と連携を取り、効果のある形で取り組んでいただきたいとの問いに、現在、整形外科だけでも常勤医師4名のうち2名が神戸大学からの派遣で、リハビリテーションの医師派遣も受けている。加えて、令和4年度に神河町の病院改革委員会、外部委員会を設置する際、神戸大学の全面的な協力を得て、神戸大学附属病院の病院長と副院長にも委員に就任していただき、神戸大学との連携も図っている。また、公立病院を持つ自治体は多くあるが、神戸大学からデジタル田園都市国家構想交付金プロジェクトを一緒にしないかと声をかけていただき、つながりができているとの答弁でございませう。

次に、デマンドバスの運行を、県下では交通事業者ではなく地域の地縁団体が運行しているところもある。越知谷地域は4月から自治協が立ち上がる。国土交通省には地縁団体の運行届出により運行できる制度もあるので、地縁団体に自分たちが利用しやすい運行ができるデマンド化も検討していただきたいとの問いに、ほかの市町で地縁団体等が運営されているデマンドは、全て交通空白地域で運行されている。交通空白地域に限定するのか、どこまで運行できるのか、総合的に検討していきたいとの答弁であります。

次に、作畑・新田線と上小田線の2路線で2台のハイエース、10人乗りを購入予定である。現在、川上線の利用登録者数と1日の利用者数はとの問いに、登録者数は現在101名で、運行状況は1日に1人、2人である。乗車人数が増えると対応できないのでハイエースを予定しているが、大きさ等総合的に検討していきたいとの答弁であります。

次に、企業誘致事業は昨年度より予算が増額となっているが要因はとの問いに、令和5年度に地域活性化企業人制度を一部採用して、企業誘致の進め方等について、有識者、外部からの意見を聞く。地域活性化企業人を招き、企業や若者に神河町を選んでもらえるための取組を探していきたいとの答弁であります。

次に、地域活性化企業人は、具体的にどのような方を想定し、どのような仕事をしてもらうのか、アドバイスをもらえるのかの問いに、地域活性化企業人は総務省の事業で、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を地方公共団体が一定期間受け入れ、ノウハウや知見を生かしながら地域独自の魅力、価値の向上につながる業務に就いていただき、地域活性を図る取組を国が支援しようという制度である。兵庫県下では、9つの自治体が受け入れている。ひと・まち・みらい課で企業社員の受入れを検討し、10月からの受入れを想定している。総務省の条件は、6か月以上3年未満の受入れで、月11日以上神河町で仕事をする事であるとの答弁であります。

次に、新規事業の地域おこし協力隊の募集、国際交流多文化共生ということで、外国

人の地域おこし協力隊を募集し、事業内容が異文化理解セミナー、交流会等のイベント実施、町情報の多言語発信、町内在住外国人のサポート、日本語教室の実施、外国人観光客への対応、町のPRと大変多岐にわたっているが、実際に1人で対応できるのかとの問いに、ひと・まち・みらい課に籍を置き、課内にも担当職員を配置し、この中の一つ一つに取り組んでもらう。神戸情報大学院大学のOBが実施する国際交流事業にも参加し、取り組んでいただくとの答弁であります。

徴税費の新規事業で、相続財産清算人選任申立事業、相続人がいない場合に相続放棄により相続人が存在しない固定資産に関して、家裁に相続財産算入の申立てを行い、固定資産を換価または処分する事業があるが、換価、処分で利益が出た場合、どこに収入されるのかの問いに、滞納税の対策事業で、相続財産清算人が財産の管理、処分、清算できるので、処分した時点で債権者等に支払いできる。滞納税がある場合、交付要求し税に充当、清算が全て終了後に財産が残っている場合は、国庫に引き継ぐとの答弁であります。

次に、民生費。医療助成事業の乳幼児医療と母子医療で、町単独事業の上乗せサービス分の人数と金額は幾らかの問いに、乳幼児医療は454人、4,670件、金額は3,062万5,000円である。母子医療は49人、822件、金額は194万3,000円を計上しているとの答弁です。

次に、民生委員・児童委員と民生児童協力委員は本当に大変な仕事をしていただいている。現在、協力員には3年間で3,000円の謝礼となっているが、町として、住民が安心して暮らせるまちづくりを担っていただいているのだから、協力員に対する処遇等を改善する必要があるのではないかの問いに、民生児童協力委員は、民生委員の手足となって活動していただいている。3年任期の退職時には3,000円の商品券を渡している。今は、生活支援協議体、高齢者のお宅、生活困窮のお宅等で活動していただいているので、見直す時期が来ていると思う。3年後の退職時か1年ごとにするかも併せて検討していくということでございます。

次に、衛生費。町ぐるみ健診受診料を自己負担なしで受診できるようにする考えはないかの問いに、健診を受けられる方は、社会保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険と加入されている保険種別が様々で、全員の健診を無料にするのは難しい。ただ、今現在2人に1人はがんにかかると言われる時代である。神河町は、がんの発生率の高い年齢に検診を受けていただくように、節目検診の無料化を実施しているとの答弁です。

次に、神戸大学附属病院から急性期医療ICT連携ネットワークサービス事業を活用し、町にシステムを導入しないか働きかけがあった。このシステムは、心臓血管系の患者に活用し、公立神崎総合病院で判断できない症例は大学に映像等をつないで指示、指導を受けられるシステムと理解しているが、どこに委託するのかの問いに、システムを構築しているコンサルに委託するとの答弁です。

次に、コンサルが神戸大学附属病院、公立神崎総合病院、中播消防本署の救急隊に機

器を配置して運用し、運用の管理や不具合等の対応をしてくれるのかの問いに、使用料、機器の設置料等が含まれた委託料をシステム会社に支払う。実際に運用の段階で出てくるエラーやイレギュラーな事柄に関しても、常にシステム会社が管理して運用することです。

次に、農林水産業費。農業再生推進事業に3つの支援策があるが、畦畔管理省力化支援の対象だけは認定農業者等農業担い手で、区、集落営農組織は対象となっていない理由はの問いに、認定農業者等農業担い手は、個人から契約に基づき預かって営農し、どんどん耕作面積を増やしていきたいというのが大きな趣旨であるので、認定農業者等農業担い手を対象としている。集落営農組織が個人から預かっているものを対象とすると収拾がつかなくなることから、認定農業者等農業担い手のみとしているとの答弁であります。

防草シートの耐用年数は何年か。また、耐用年数が過ぎても、もう一度防草シートを張りたい場合は自己負担になるのかの問いに、防草シートの耐用年数は、多面的機能支払事業交付金事業での耐用年数の5年に合わせているとのことです。耐用年数経過以降は、再度、補助申請も可能と考えているとの答弁です。

次に、シカ捕獲実施隊編成支援事業で、猟友会の人員も減っているが、将来的に猟友会の人員や猟師を育成して増やす考えはあるのかの問いに、町として、狩猟免許取得に係る経費に対する補助を計上し、免許取得の促進をしている。また、それぞれの猟友会で働きかけをして、新しいメンバーの勧誘など取り組んでいただいているとのことあります。

次に、狩猟免許所持者の高齢化で人員が減る中、他市町では、狩猟免許を取得し対応していただける方を地域おこし協力隊として募集している。町として課題があるのであれば、課題を解決するために若者等の力を借りることも大事だと思うが、今後そういう考えはあるのかの問いに、獣害対策に限らずほかにも課題がある。林業の後継者不足で前年度予算計上したが、最終的に応募がなかった。引き続き林業については、後継者不足についての対策を考えていきたい。獣害対策についても、林業関係と併せて、他市町の例も勉強しながら地域おこし協力隊としての取組が神河町として可能かどうか、今後の課題として考えていきたいとの答弁であります。

次に、商工費。昨年度と比べて、かみかわ夏まつりの委託料150万円の増額理由はとの問いに、福崎警察との協議で課題となっている国道の乱横断対応警備費の増額と1,000発の花火打ち上げ経費の増額であるとの答弁であります。

次に、毎年グリーンエコー笠形の汚水処理施設の膜ろ過膜の更新を計上しているが、数年前にヨーデルの森の浄化槽を大山処理区へつなぎ込み、修繕等の経費負担がなくなっている。今後、ほかの町内観光施設についても下水処理施設の処理量に余裕があれば、そういう方針を出すことは可能かとの問いに、現在、下水道の統廃合事業を進め、その計画の中で大きい事業所の編入ができないか検討している。今現在、神崎コミプラ、山

田、根宇野の処理を大山処理場に統合する予定である。統合後の施設稼働率が約90%なので受け入れることができないが、今後、人口減少が見込まれるので、将来的には受け入れできる可能性はあるとの答弁であります。

次に、土木費。河川環境整備事業で、区から予算計上していない河川環境整備の要望があれば、どのように対応するのかの問いに、令和5年度の河川環境整備は3か所である。県にも要望を出しているが、不特定箇所も含めて町で予算計上している。各区からは、河川のしゅんせつの要望が多い。県管理河川は、町施工での土砂の持ち出しができないが、河川内の草木、支障木の伐採、根の持ち出しは町で代行して行いたいとの答弁であります。

次に、消防費。防災備蓄事業で常に災害に備えておくべきと考えるが、隔年で予算額の増減があるのはなぜかの問いに、備蓄品に関しては、アルファ化米、飲料の消費期限により購入費を計上しているため、隔年で予算額に増減があるとの答弁であります。

次に、防災は大事である。アルファ化米や飲料を機会あるごとに使用し、新たに購入すべきではないかとの問いに、消費期限が来るものは、各集落の防災訓練等に使用していただき、新しいものを購入しているとの答弁です。

また、新型コロナウイルス感染拡大で、なかなか防災訓練もできなかった。これからのウィズコロナという状況で防災訓練も定期的に行うことができると思うので、そういう方向で進めさせていただくとの答弁でありました。

次に、教育費。中学校部活動指導員配置事業の概要は。指導員はスポーツ協会関係の各団体からの外部指導なのかの問いに、適切な練習時間や休業日の設定など、部活動の適正化を進めるということで、教員の働き方改革などを踏まえて部活動の指導員、講師に来ていただく事業である。スポーツ協会等の外部指導は、部活動の地域移行ということで、令和5年度以降の取組になるとのことです。

次に、各スポーツ協会等に中学生に指導ができるかできないかのアンケート等を含めた案内が届いた。アンケート結果で難しい点があったかの問いに、中学校の部活動の地域移行に関して、スポーツ協会、育成団体等にお世話になろうと思っている。昨年、中学生を受け入れていただく素地があるか、指導員等の派遣が可能であるかアンケートを行った。中学生を受け入れることが可能である団体は4団体。その中でも、今は中学生を対象にしていないので、検討しながら体制を整える団体や、中学生を指導できる者がいないので指導できるかどうか分からない不安を抱えている団体もあった。地域に有為な人材がおられたら指導をお願いすることも視野に入れて、調整する準備を整えているとの答弁であります。

次に、GIGAスクール用タブレット購入で102万3,000円計上しているが、児童数も減少し予備のタブレットもある中で、タブレットを何台、何の目的で購入するかとの問いに、令和5年4月時点で予備のタブレットは69台で、今回の購入台数は15台である。令和2年度から始まったGIGAスクール事業で、タブレットの耐用年数

が3年から5年、徐々にバッテリー交換や修繕も増えてきている。令和5年9月で保守契約期間が終了するので、在庫状況も踏まえ、GIGAスクールの運営に支障が出ないように購入するとの答弁です。

GIGAスクールは国の肝煎りで整備した事業である。国は更新するための特定財源等の考え方を示していないのか。文科省や財政当局に、この事業に対処できる予算を確保してほしいと要望してはどうかとの問いに、まだ国からの情報は無い。教育長会としても、毎年、教育長の団体、組織からも要望を出すことになっているとの答弁であります。

次に、公債費から予備費。町債について、辺地対象地域も拡大し、過疎債も利用できる。クリーンセンター改築について、今後負担金も増えていく。そのような中で、町の財政管理を計画的に行う必要がある。事業を進めるのはいいが、財政管理、事業とのバランスがあると思うが、財政としてどのように管理しようとしているかの問いに、公債費について、昨年は2億円、今年度は1億円で、特例債、過疎債を活用した事業の元金の償還が増えてくる。12億円程度の償還はしばらく続く。財政運営でしっかりすべきは公債費である。計画的に借りたものを償還していく。償還の財源を十分にコントロールしなければならない。実質公債費比率もかなり下がってきているが、今後、ごみ処理場、消防署建て替えに伴う負担金があることにより、実質公債費比率がこのまま下がることは考えにくい。しっかりと収支の均衡を取るように、予算の基本方針である貯金に頼らず、借金をし過ぎない。このバランスが非常に大切である。神河町が抱えている問題を選択し、集中的に財源を投資するめり張りをつけた施策の展開が求められる。財政の収支をその都度しっかり検証し、更新しながら健全で持続可能な財政運営に取り組んでいくとの答弁でありました。

総括質疑として、今日の質疑、いろんな話合いの中で、行政のトップである町長がいろんな策を練り、神河町のためにこういう施策を行いたいと提案し、各課長が答弁した。しかし、町長が課長答弁についてたくさん補足され、また、担当課長に意見もされた。こういう姿は見たくもないし、考えられない。今ここにおられる管理職は、職員の代表的な存在であり、しっかりやっていただかないといけない。その管理職がそのような調子では困る。もっと管理職としての自覚と責任を持って議会に臨んでいただきたいとの質問がございました。定例会に臨む気持ちとして、提出した議案はしっかり訴えて、説明をして可決していただくという強い思いをどれだけ持つかということが非常に重要である。これは何のためにやっているんだということを、職員一体となって共通理解した上で進めていかなければならない。そのための政策調整会議であり、グループ会議がある。再度、事業の目的を組織として確認した上で、改めて今後の町政運営に当たっていききたいとの答弁でありました。

次に、次期クリーンセンター建設に向けて準備されているが、このたびの改修に伴う町の負担がどれぐらい増えるのか。概算でいいので、全体計画がどれぐらいかかるのか

の問いに、令和5年度中播北部行政事務組合（クリーンセンター分）負担金は3億2,916万7,000円である。内訳として、次期ごみ処理施設に係る部分は6,369万円で、事務費、用地購入、設計関係である。3町で負担という形で令和5年度の予算総額は約2億2,000万円である。今後の全体的な金額としては、施設建設費が70億1,898万9,000円。その中から交付金、企業債等差し引きし、神河町の負担金額は7億8,030万2,000円の予定であるとの答弁であります。

山の地籍調査の進捗が10年ぐらい短くなっている。国が進めているポイントと県の事業を強力的に進めようとしているが、国、県の動きはどうなっているのかの問いに、国が7次計画を立て、震災の関係から全国的に地籍調査を早急にしなければならぬと推進している。国の動向で注目しているのがリモートセンシング技術で、航空写真、航空レーダーの高度な技術で地籍調査を早くする動きが出ている。市川町、姫路市安富、佐用町が既に採用し進めている。神河町は、今50%くらいを打ち、山の地籍調査を終えている。令和10年までに残りの50%を6年間で済ます予定である。リモートセンシング技術を使うと山にいくいを打たない調査になり、平等性という点で、いくがないと山の売却や森林経営計画を立てるときにいくいを打たなければならないということです。町としては、全ていくいを打って、今後トラブルがないように進めたいということでございます。

次に、町長の所信表明で、「地域創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革」とは、具体的にどういうことかの問いに、財政改革の取組のテーマでもある「地方創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革」というのは、問題と課題の選択、そして取組の集中という意味合いになる。具体的にこのテーマの中で、実際に行動計画をどうしていくか、実際に行動をしなければならない。言葉だけでは問題は解消しないので、職員一同、十分に共通認識を持った中で取り組んでいきたいという意味での言葉である。今、重点的に取り組むものは何なのかを明確にしながら、具体的に行動計画を立て、実行していかなければならないと思っているとの答弁であります。

次に、町の魅力を広く発信するために神河町ハート大使の制度がある。町長は常日頃、交流から関係、そして定住へつなげていくと言っている。そのためには、ふるさと納税のPRも含めて、さらなる神河町のPRのイメージアップの取組が必要ではないかと思う。そういう意味で、神河町出身ののんさんに活躍していただけないかと思う。朝来市での作品展示、姫路市での観光プロモーションビデオ出演。やはり出身地である神河町においても、のんさんに活躍していただく場をぜひとも町長のトップセールスでお願いできないかとの問いに、神河町出身の方々にハート大使に就任していただき、神河町のPRをしていただいている。女優のんさんは、これまでもハート大使就任について打診させていただいており、今後どのような形を取ればハート大使に就任していただけるのか、再度検討させていただく中で最終的な判断をしていきたい。ほかにも神河町出身の著名な方がおられるので、声かけをしていきたいと考えているとの答弁であります。

次に、新規事業として商工事業者事業継続支援事業があるが、令和4年度のコロナ対策事業を令和5年度でコロナ対策としてではなく計上されているが、要綱等は昨年度の要綱をそのまま継承されて支援されると理解していいのかとの問いに、令和3年度、4年度にコロナ禍の中で新たな取組に対しての各事業者へ支援をした。商工事業者、商工会自身からも継続要望があり、令和5年度については、若干金額は下がるが継続する。今回は、コロナ禍での新たな一歩というような事業展開プラス今後のキャッシュレス化に向けた取組も各事業者に対して促進する意味でキャッシュレス化を追加している。令和4年度の要綱は令和5年3月31日までなので、新たに要綱を制定し、事業を継続していきたいとのことであります。

次に、林業再生推進事業について、町花である桜と町木の紅葉をトータル250本、桜華園に植栽して再生するという説明を聞いた。単年度で250本なのか、次年度以降も桜華園で考えているのかとの問いに、桜の植栽は基本的には桜華園での継続を考えている。桜華園は、桜のシンボルとして旧神崎町時代から整備をしてきた山である。町花、町木の一番大きなスポットなので、桜が弱ってきている状況を何とか支援したいという趣旨で考えており、立派な山になるよう支援したいとの答弁であります。

また、神河町の桜といえば桜華園である。それをどう再生できるかということである。町花、桜をしっかりと守っていくことによって、2050神河将来ビジョンと併せて2050年には神河町内で元気な桜が見られる、そういう構想も林業再生の一つとして捉えていければと考えているとの答弁であります。

次に、令和5年度予算の普通交付税は31億5,000万円で、対前年度8.6%の増となっている。また、地方財政計画の率も101.7で1.7%伸びている。令和4年度の決算見込みと比較しての伸びなのか。その理由は何なのかとの問いに対して、見込みである。要因は3点ある。1点目は、公債費が伸びている中で、交付税に算入されるものがあり増えている。2点目は、物価高騰に対するもので特に電気代が包括的な算定に入ってくる。3点目は、国全体の中で国税が非常に伸びているためであるとの答弁であります。

以上が質疑の大まかなところでございます。

質疑終結の後、討論についてですが、藤森委員から反対討論がありました。その要旨は記載のとおりです。まず、旧粟賀小学校跡地整備事業の公園・図書コミュニティ事業関係、そして公立神崎総合病院関係の寄附金、そしてJR播但線利用促進事業について、次に、人口減少対策についての4項目でありました。

第22号議案、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算、第23号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計予算、第24号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算等には質疑等はありませんでした。

第25号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算の質問で、要介護5の認定者が年々減少している。亡くなることによる減少と、新規に介護が進む方、どのよう

に分析されているのか。一般的には、要介護1、2、3とだんだん進むものと思うが、例えば健康福祉課また地域の対策によって元気になられた事例があるのか。健康福祉課が実施している事業は、健康寿命を延ばすため、要支援、要介護にならないための事業と理解している。実際に要支援、要介護になられた方が回復されて支援が必要なくなった例もあるのか。仮にあったらどういう事業によって効果があったと分析されているのかの問いに、要介護5の認定者数が減少しているのは死亡されたことによる減少だと思う。要介護3、4、5で状態の重い方については、介護度を下げるのはなかなか難しい。ただ、要介護3の方が4、5に上がる期間をできるだけ抑えることが健康寿命の延伸にもつながり、給付費の高騰にもつながるということで、できるだけ状態が重くならないようにとどめていくことが重要である。できるだけ状態が悪くならないように、健康福祉課、地域、病院が一緒になって進めていきたいとの答弁であります。

2025年問題として、超高齢社会になることに向けて様々な対策が今まで行われてきた。その中の一つとして生活支援協議体がある。生活支援等整備事業費として、毎年、町社会福祉協議会への委託料が計上されている。委託の範囲は、生活支援協議体が設立されて以降のコーディネート範囲なのかの問いに、地域自治協議会が立ち上がるが、その中の福祉部会についてコーディネーターも一緒に入ってほしいと社会福祉協議会にもお願いしている。生活支援協議体が立ち上がらなくても、生活支援協議体に関わるような福祉や助け合い、安全・安心なまちづくりの部分で一緒に関わっていただけるようお願いしているので、生活支援協議体が立ち上がった地区だけでは考えていないとの答弁であります。

生活支援協議体が立ち上がるまでは町の責任である。もっと町が主体的になるべきである。社会福祉協議会も協力をしていただけたらと思うが、社会福祉協議会の委託範囲は、あくまで生活支援協議体が立ち上がった後の部分である。地域自治協議会の話も出たが、地域自治協議会の担当課から生活支援協議体の話が何も出ていないという話を聞く。健康福祉課と総務課との連携はどうなっているのかの問いに、地域自治協議会は、令和6年度スタートで概略の計画を立てようとしている。その中で、生活支援協議体の参画はしていないが、地域づくり計画を作成する中で、生活支援協議体に関連する部分、地域の安全・安心、福祉の計画づくりに関する意見はかなり出ている。今後、具体的な計画ができれば、健康福祉課等も参加いただき、具体的な計画を作成したいとの答弁であります。

2か月に1回、生活支援体制整備事業推進会議を開催している。その中に社会福祉協議会のコーディネーター、総務課の地域自治協議会担当者、ひと・まち・みらい課のデマンドバス担当者、住民生活課の防災関係担当者が出席し、進捗状況等の話し合いをしている。令和5年度早々の区長会で生活支援協議体の取組内容等について説明し、地域自治協議会、各集落で話し合いの場を設定していただくよう積極的に取り組みたいとの答弁であります。



第26号議案、令和5年度神河町土地開発事業特別会計予算。カクレ畑の土地は、現在、株式会社木栄が管理されているが、次の一手を役場も主体的に考えたのか。今後の町としての考え方、株式会社木栄の考え方はの問いに、カクレ畑の分譲地の計画について、令和6年度に向けて何か具体的に動き始めることができないか、株式会社木栄に話をさせていただいた。ワーケーションやテレワークができるような小さなログハウスのものを建て、都市部の事業者等を対象とする研修施設を造れないか検討していただいている。町としては、株式会社木栄の計画が実現できるよう支援するとのことでありませぬ。

第27号議案、令和5年度神河町訪問看護事業特別会計予算、第28号議案、令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算、第29号議案、令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算、第30号議案、令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算等については質疑がありませんでした。

次に、第31号議案、令和5年度神河町浄化槽事業特別会計予算について。町内で単独浄化槽を設置しておられる家庭は何件ぐらいあるのかの問いに、全て合併浄化槽で、町管理の単独浄化槽はない。個人管理のものは1件あるとの答弁であります。

次に、第32号議案、令和5年度神河町水道事業会計予算。これについて、滞納分の徴収で広域化を目指しているという話があったが、令和5年度から広域化に取り組むのかの問いに、広域化もそうであるが、委託ということで検討している。朝来市で徴収業務を委託されて、1億円近くあった滞納の金額が何十万単位にまで下がっているという実績を聞いた。そのような実績が見込まれるなら委託したいと考えているが、1町だけで委託するということは経費が大変高額になるので、できるだけ広域で連携して委託するのが現実的であるとする。まずは神崎郡の委託を考えている広域化の連携協議の議題として、将来的に検討したいことを神河町から発言して、それぞれ検討していただいているという状況でありますとの回答です。

次に、漏水対策等されているが、水道の有収率は高くなっているのか。ここ数年の経緯はどうかという問いに、有収率は若干悪くなっている。かなり積極的な更新事業を行っており、本管の漏水は少なくなったものの、給水管本管から宅内への引込みまでの漏水が多くありネックとなっている。今までは本管のみの更新事業としていたが、令和4年度から本管工事に併せて給水管も更新を行っているとの答弁でありました。

次に、第33号議案、令和5年度神河町下水道事業会計予算について、質疑はございませんでした。

次に、第34号議案、令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算について。中期経営計画を経営改善計画（仮称）に統合していく中で、医療コンサルタントに経営改善計画に参画していただくということだが、国の求めによる経営強化プランに並行してコンサルが関わっていただくということなのかということに対して、経営強化プランと経営改善計画（仮称）は、かなり重複する部分があり、経営コンサルタントの支援、参画を受

けながらまとめていきたいとの答弁であります。

次に、国から求められている経営強化プランの内容は分からないが、実態として病院独自の中期経営計画から引き継ぐ経営改善計画（仮称）というのは、大きなポイントになる。今後、重複した部分のどちらに重点を置いて病院の改革が進んでいくのかの問いに、大きな枠で経営改善計画（仮称）があり、イメージ的には経営改善計画（仮称）の中に経営強化プランも入ってくる形で考えているという答弁でありました。

次に、急性期医療のICT連携ネットワークサービス事業は、病院の経営にとって有効なシステムになっていくと期待したい。現時点で期待されている効果、システムを使うことによる病院の運営の改善につながる効果はの問いに、一つは消防の救急隊との連携面での効果である。これまでは救急隊から電話のみの情報であったが、ICTを活用して画像、動画で具体的に患者の状態を把握することができるので、受入れ強化につながると期待している。

もう一つは、当院で受け入れた後、当院では難しいという判断に至った場合、神戸大学の高度な医療専門医からアドバイスを受けながら治療を進められるという効果である。また、県立はりま姫路総合医療センターでも導入されているので、最も近い拠点病院として県立はりま姫路総合医療センターとの連携を非常に期待している。医療ICTネットワークを通じて、住民に安心な医療を提供できると期待しているとの答弁でありました。

委員会として、審議中に出された質疑や意見、附帯決議について真摯に受け止めていただき、さらなる神河町の発展を目指して、共に力を携え前進できるように、事務事業の着実な実施と予算の適切な執行に努めていただくようお願いいたしました。

なお、議案審査の記録は事務局に保管しておりますので、御覧ください。

以上で予算特別委員会の審査報告を終わります。大変長く、申し訳ありませんでした。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。どうも御苦労さまでした。

これより議案ごとに討論、採決に入ります。

まず、第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算に対する討論に入ります。

反対討論ございませんか。

8番、藤森正晴議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算の反対討論をいたします。

一般会計予算は、前年度比6億1,700万円の増であります。この主な増えた原因は、旧粟賀小学校跡地整備事業の公園・図書コミュニティ施設の事業が主であります。いよいよ事業の着手であります、わくわく感と感動が湧いてきません。後の運営や維持管

理においても不透明であり、財政負担が懸念されます。執行してからでは遅い。課題もあります、今が大事であります。

また、公立神崎総合病院においても、改革委員会を設置して改革改善がなされているが、厳しい経営環境が続いております。また、神戸大学への多額の寄附もしております。医師の確保等の成果は出ていますが、厳しい状況には変わりありません。今が踏ん張りどころであります。

次に、JR播但線利用促進事業であります。利用の補助につきまして、一時的なものであり、特定された一部の人たちであり、公正公平の補助ではない。利用促進には改善の必要があります。

河川環境整備事業であります。区要望に応えられますか。目に見える事業であり、問題がないように進めていただきたい。また、県土木事務所と連携をして、予算以上の成果を出すようお願いをしておきます。

次に、人口減少対策が見えてきません。若者定住、企業誘致も進まない予算計上であります。もっと真剣に取り組まなければ若者は振り向いてくれません。本予算は、地域創生の流れにのっとった一步踏み込んだ改革を意識した予算であり、編成に当たっての努力は感じます。しかし、事業に取り組むという思いが伝わってきません。

真としてやり遂げるんだ、改革改善を進めるんだという思いが伝わってきません。よいところは伸ばし、職員一人一人の能力向上の育成を図り、モチベーションアップにつながなければいけません。何をしているのか、やる気、根気、本気に活を入れます。執行に当たり、若き職員パワーと一体になってのまちづくりを期待し、反対討論といたします。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第21号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立多数であります。よって、第21号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第22号議案、令和5年度神河町介護療育支援事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第22号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第22号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第23号議案、令和5年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第23号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第23号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第24号議案、令和5年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第24号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第24号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第26号議案、令和5年度神河町土地開発事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第26号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第26号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第27号議案、令和5年度神河町訪問看護事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第27号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第27号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第28号議案、令和5年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第28号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第28号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第29号議案、令和5年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第29号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第29号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第30号議案、令和5年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第30号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第30号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第31号議案、令和5年度神河町浄化槽事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第31号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第31号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第32号議案、令和5年度神河町水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第32号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第32号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第33号議案、令和5年度神河町下水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第33号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第33号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第34号議案、令和5年度公立神崎総合病院事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第34号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第34号議案は、原案のとおり可決しました。

5番、安部重助議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。動議を提出します。

先ほど可決されました第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算に対する附帯決議を提出いたします。また、直ちに議題とすることを望みます。以上です。（「議長、

賛成します」と呼ぶ者あり)

○議長（小寺 俊輔君） ただいま、安部重助議員から第21号議案、令和5年度神河町一般会計予算に対する附帯決議の動議が提出され、神河町議会会議規則第16条の要件である所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩します。再開を11時25分といたします。

午前11時12分休憩

午前11時26分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

先ほどの各会計予算の討論、採決でございますが、私の不手際により、25号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算の討論、採決が抜けておりました。ここでおわびし、今から討論、採決に入らせていただきます。

それでは、第25号議案、令和5年度神河町介護保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第25号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第25号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 追加日程 発議第1号

○議長（小寺 俊輔君） ここでお諮りします。先ほど動議により提出されました発議第1号、令和5年度神河町一般会計予算に対する附帯決議を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、動議により提出された発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程、発議第1号、令和5年度神河町一般会計予算に対する附帯決議を議題とします。

事務局、発議第1号の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

---

発議第1号 令和5年度神河町一般会計予算に対する附帯決議

---

○議長（小寺 俊輔君） 提出者の説明を求めます。

安部重助議員。

○議員（5番 安部 重助君） 発議第1号、令和5年度神河町一般会計予算に対する附帯決議の提出理由を申し上げます。

令和5年度神河町一般会計予算の執行に当たり、JR播但線利用促進事業の各補助要綱を再度精査し、公平公正な事業執行に努め、真に利用促進につながる事業展開をするとともに、健全な財政運営に努め、町民の福祉向上につながるよう執行することを望むため、別紙、令和5年度神河町一般会計予算に対する附帯決議案を神河町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

議員各位におかれましては、附帯決議の趣旨を御理解いただき御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提出者の説明が終わりました。

これより発議第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

最初に、発議第1号について反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 次に、発議第1号についての賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決しました。

本附帯決議の可決に伴い、令和5年度神河町一般会計予算に附帯決議を付することを決しました。当局におかれましては、附帯決議を真摯に受け止め、その趣旨を十分に尊重して対応されるよう、私から強く申し上げておきます。

○議長（小寺 俊輔君） 日程に戻る前に、承認第1号について経過を説明します。

承認第1号は、3月3日の本会議において町長から議案が上程され、提案説明がありました。本日、質疑を行った後、討論と採決を行うものです。

それでは、日程に戻ります。

日程第8 承認第1号



○議長（小寺 俊輔君） 日程第 8、承認第 1 号、第 3 次神河町行財政改革大綱の策定の件を議題とします。

承認第 1 号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3 番、澤田議員。

○議員（3 番 澤田 俊一君） 3 番、澤田です。今後の計画の 19 ページを基に 1 点質疑をさせていただきます。

その中の一番下の項目に、職員の資質向上及び意識改革の項目がございます。これについては研修会等に参加させるということになっておりますけれども、私は思いますのは、庁内の、役場内の若手職員によってプロジェクトチーム等をつくって、役場の業務の見直しをする、業務改善をする、そのようなプロジェクトチームをつくってはどうかというふうに思います。と申しますのは、よく私も例に出しますし、町のほうもいろいろと行政の参考にされております朝来市では、そのようなチームをつくって、若手職員が日々の業務の見直しをそれぞれ提案をし、その提案された中身をそのプロジェクトチームで協議をされて、最終的には管理職の前でプレゼンを行って業務改善につなげていくと、そういう取組をされております。ぜひとも神河町でもそのような取組をすることによって、職員自らの意識が変わっていくと違うかなと思うんですけども、その辺り、どのように考えておられますか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。職員研修、担当ということで、私のほうからまずはお答えをさせていただきたいと思っております。

この計画書に上がっている部分につきましては、全般的なという意味合いにおきまして、このような意識改革を行うということで研修等に参加するというように書かせていただいております。今般といいますか、令和 4 年度で若者を対象に研修に参加させていただいたという報告も、この議会でも発言をさせていただきましたけれども、役場におきまして、若手職員の新たな意見を聞くといいますか、新たな感覚を吸収をするというようなことの、非常に大事なことであるというようなことも、私も経験させていただきました。そういう意味におきまして、これまでの行政の、何ていいますか、常識といいますか、これまでの感覚ではなくて、新たな感覚を取り入れるという意味におきましては、先ほど澤田議員おっしゃったとおり、若者の意見を吸い取るようなこともやればどうかということ、私のほうも考えております。そういう意味におきまして、今後こういったプロジェクトチームをつくって、行政の改革を推進していくようなプロジェクトチームも、今後取り入れていきたいなというふうに考えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第9 発委第1号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、発委第1号、神河町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会、安部重助委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。発委第1号、神河町議会の個人情報の保護に関する条例制定の件について、提案理由を御説明いたします。

発委第1号、神河町議会の個人情報の保護に関する条例を御覧ください。令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正されました。この改正により、町が整備しておりました個人情報保護制度は、令和5年4月1日から全国的な共通ルールに適用されることとなり、見直しが必要となりました。

町当局とは別に、町議会で条例制定が必要な理由といたしまして、本定例会初日の第3号議案の提案説明と重なる点もございますが、国の新個人情報保護法第2条第11項第2号において、議会は地方公共団体の機関であります。しかし、同第69条においては、議会を含む地方公共団体の機関が新個人情報保護法の利用及び提供の制限の対象となっており、個人情報を保護する必要があるため、町当局とは別に議会で独自の個人情報保護条例の制定が必要となります。

個人情報の定義といたしましては、神河町議会の個人情報の保護に関する条例第2条第4項で、議会事務局の職員が職務上制作し、または取得した個人情報であって職員が組織的に利用するものとして議会が保有しているものというところあり、議員が制作、取得した個人情報は対象となっておりません。また、この条例を制定するに当たり、同じ屋根の下にいる神河町と神河町議会の個人情報の取扱いに差異が生じないようにするために、第25条の開示決定等の期限、第30条の開示請求の手数料は、町との調整を行っております。

次に、第45条、開示決定等に係る審査請求のあったとき、第50条の個人情報の適

切な取扱いを確保するための諮問機関は、神河町情報公開・個人情報保護審査会といたしております。

次に、新個人情報保護法には罰則規定があります。議会は新個人情報保護法の対象となっていないことから、神河町議会の個人情報の保護に関する条例に違反した場合の罰則を第53条から第57条に規定しております。罰則に基づく捜査、起訴を実際に行うのは地方検察庁となることから、管轄の神戸地方検察庁と協議を行い、罰則の内容について承認を得ております。

なお、この神河町議会の個人情報の保護に関する条例は三議長会（全国都道府県議会・全国市議会・全国町村議会）において作成された案を基に作成しており、令和5年4月1日から施行することといたしております。

以上で提案の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提出者の説明が終わりました。

発委第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより発委第1号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第10 発委第2号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、発委第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会、安部重助委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。発委第2号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書の提案理由を申し上げます。

2019年から地方自治体へ譲与が開始された森林環境譲与税は、人口が多く森林面積が少ない大都市に多く配分され、基金への積立てが多い傾向が見受けられます。森林面積が多い市町においては、必要な森林整備を実施するため多くの財源が必要な状況であり、地域の実情に応じた森林環境譲与税が配分されるよう、譲与基準の在り方の検討、林業予算の確保・充実を強く求め、意見書を提出いたします。

以下、意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書。

森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減や自然災害の防止等を図るため、森林整備等に必要となる地方財政を安定的に確保する観点から創設され、2019年度より地方自治体への譲与が開始されております。譲与基準としては、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で案分して譲与するとされており、その結果、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が突出して多い大都市に対する配分額が過度に高くなる仕組みとなっているとともに、森林面積が少ない自治体ほど基金への積立てが多い傾向が見受けられます。

一方、山間部の市町では、次世代のために放置森林や所有者不明森林対策等独自に特色のある施策を展開しており、譲与を予定されている以上の財源が必要であるとの声が多い状況であります。

よって、国におかれては、森林環境譲与税の創設経緯や目的に鑑み、森林環境譲与税が森林整備等に一層活用されるよう、対象を民有林としたり、森林が多い山間地の市町村に森林環境譲与税の配分を抜本的に強化したりするなど、自治体の円滑な事業推進のために譲与基準の在り方について検討すること、加えて国の一般会計における林業予算を拡充することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和5年3月24日。兵庫県神崎郡神河町議会。

3ページをお願いします。提出先については、内閣総理大臣をはじめ6名の方でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提出者の説明が終わりました。

発委第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより発委第2号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、発委第2号は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第11 議員派遣の件

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっています。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

---

#### 日程第12 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。今期定例会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

これをもちまして第111回神河町議会定例会を閉会します。

午前11時49分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 閉会に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

今期定例会は、3月2日に開会され、本日までの23日間の会期でありました。町長から提案されました議案は、令和5年度各会計当初予算や行財政改革大綱の承認など計35件、また、議会からは、発議による附帯決議1件、条例制定1件、意見書の提出1件の計3件でありました。神河町自転車等の放置防止に関する条例制定の件は民生福祉常任委員会に、一般会計補正予算（第9号）は総務文教常任委員会に、令和5年度各会計当初予算は予算特別委員会にそれぞれ付託し、いずれも精力的に審査をしていただきました。その御苦勞に対し厚くお礼申し上げます。全議案とも議員各位の終始極めて慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精励と御協

力に対し厚くお礼申し上げます。

また、一般質問には4名が登壇し、町政全般を執行機関にただし、議員自らの政策提言を行いました。町長はじめ執行部各位には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明などに真摯なる態度で臨んでいただきましたことを深く敬意を表します。審議の過程において議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますよう切にお願い申し上げます。

さて、令和5年度神河町一般会計予算において、JR播但線利用促進に関する附帯決議が議員全員賛成で可決されました。町民の大切な交通手段として、また、観光施策を推進する神河町にとって必要不可欠な路線である播但線を守り抜くための附帯決議であります。町執行部には、周辺自治体の先例にとられることなく、より実効性の高い施策をその都度検討していただき、JR播但線利用促進を図っていただきたいと思っております。

令和5年度一般会計予算では、山名町長の最重点施策である2050神河将来ビジョンに即し、神河町の原風景を未来に残すため、山、川の再生、遊休農地の保全、活用などの新規事業が盛り込まれ、また、数年にわたり検討されてきた旧粟賀小学校の跡地活用は、図書コミュニティスペースと公園として建設に取りかかります。いずれも神河町が廃れることなく、未来永劫持続していくための予算であります。これからも議会と行政が両輪となり、また、時には行政の背中を押しながら、神河町の持続、発展につなげてまいりたいと思っております。

朝晩の冷え込みが厳しい中、始まりました今期定例会ですが、彼岸の中日も終わり、神河町の町花である桜が咲き始め、春を迎えようとしています。皆様方には体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のために、ますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げます。閉会の挨拶といたします。

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） 第111回神河町議会定例会の閉会に当たり、議員各位に対しまして一言お礼を兼ねまして御挨拶を申し上げます。

3月2日から開会いたしました今定例会は、第2号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例制定を除いた令和4年度各会計の補正予算、令和5年度各会計予算をはじめとした全ての案件につきまして承認、可決賜り、誠にありがとうございました。

今定例会で議員各位より頂戴しました御意見、御提言をしっかりと受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行を基本に、さらなる地域創生事業の強化推進につなげていく所存でございます。

なお、否決となりました第2号議案、神河町自転車等の放置防止に関する条例につきましては、反対討論での、条例制定する前に放置自転車を撤去したことについての違法性の指摘がありましたが、執行部としましては、撤去に至るまでに警察の指導、並びに

顧問弁護士の法律の解釈から、現在、放置自転車をその場所から撤去をして、町所有地において保管しているものであり、処分しない以上、違法でないことの確認の上での措置をさせていただいているわけでございます。また、保管するまでの間においても、放置自転車所有者へのお知らせの表現についての御指摘がありました。執行部といたしましては順序立てて進めてきたところであり、違法行為に対する移動依頼の表現としては、通常の一般的な内容であると判断しています。いずれにしましても、条例化はしなければならないと認識しておりますので、次期定例会を目途に、再度上程させていただきます。

また、可決いただきました第21号議案、令和5年度一般会計予算の反対討論がございました。何よりも神河町で最優先しなければならないのは、人口減少を克服し、持続可能な町をつくるかです。JR播但線利用促進での、特定の人を対象との御意見でしたが、全員対象のものもあれば、通勤者限定の補助があるわけで、通勤者に対する補助が特定の人と判断するのは疑問に思うところでございます。利用促進策そのものがないということになります。

また、若者定住政策について、住宅取得補助を強力に進めてまいりましたが、これについても住民全員の対象の事業ではございません。粟賀小学校跡地整備事業については、小学校区周辺地域の皆様方の御意見を最大限尊重し、あわせて広く町内の方からの御意見を集約し、神河町議会に報告し、了解いただきながら現在に至っている事業であります。そして、それらの事業を推進することが、持続可能な神河町の建設につながるものであり、令和4年策定した2050神河将来ビジョンにつながるものと確信しております。

さて、新年度がスタートいたします。新型コロナ対策は5月から、2類から5類に移行します。神河町のまちづくりのコンセプトである「交流から関係そして定住」の本格的な再スタートです。そして、ポストコロナ、ウィズコロナの視点で「交流から関係そして定住」政策のさらなる強化、将来にわたり元気な神河町であり続けるためにも、これまで以上に人口減少対策事業推進にスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。そのためにも、クールチョイスなまち宣言の下、SDGsの理念である持続可能なまちづくり、カーボンニュートラル、脱炭素社会確立をキーワードに、令和4年度に策定しました2050神河将来ビジョンの実現に向けたまちづくりへ一歩踏み出してまいります。30年後、どんな町でありたいかという姿をイメージして、そこから逆算して、今、何をすべきかをしっかりと考え、短期、中期、長期的まちづくりの具体策、観光戦略を中心とした町内経済回復、安全・安心対策、播但線利用促進、デマンドバスのエリア拡大、農地・山林再生、野生動物対策、移住定住、教育・福祉の増進、病院改革と健全経営等々を皆様方とともに推進してまいります。議員各位には、引き続きの町政に対する御支援を心からお願いいたします。

ここで、令和4年度の特別交付税の交付額が決定しましたので報告いたします。決定

額は6億1,749万5,000円でございます。前年度と比較して4.7%、2,749万5,000円の増額でございます。予算ベースでは、予算額5億円に対して1億1,749万5,000円の増額になります。今年度の特別交付税については、12月交付分が対前年度比20.3%、額にして2,249万2,000円増額の1億3,310万2,000円、主な要因が地籍調査事業、病院会計、産学金官ラウンドテーブルの推進、有害鳥獣対策の増額であります。3月交付分が、対前年度比1.0%、500万3,000円増額の4億8,439万3,000円であります。特殊事情の協議において、病院運営、経営改善の取組や健康福祉課、病院を中心とした県と連携協力した新型コロナウイルス感染症対策の取組を考慮いただいた結果であると考えています。このことは、神河町の県政に対するあらゆる面での協力と、頑張っている県内で一番小さい神河町を応援していただいている結果でもあると考えます。現在の予算額との差額1億1,749万5,000円につきましては、財政調整基金積立金の増額等の専決処分とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、3月15日より、令和4年度事業でありましたケーブルテレビ事業インターネット回線のスピードアップについて、1ギガから2ギガへのサービスがスタートしております。また、12日、シーズンを終了いたしました今年6シーズン目を迎えた峰山高原ホワイトピークは、兵庫県内スキー場が苦戦する中、気温低下による人工降雪機のフル稼働と、自然雪にも恵まれ、昨年6万2,755人をさらに上回る過去最高の6万3,723人の入り込みとなり、大いににぎわいを見せました。また、11日には、道の駅「銀の馬車道・神河」感謝デー、19日には銀の馬車道ネットワーク協議会によるサイクリストを中心とした周辺地域のにぎわいづくりで、JR長谷駅北側に鉄橋をバックにした写真スポット、銀の馬車道「アートワーク・神河」の竣工式、21日には、キッチンカーでバージョンアップした4年ぶりの寺前駅前、カーミンの春まつり、26日には、ヨーデルの森に新アクティビティー、フォレストアスレチック、ヤッホーのグランドオープン、4月になれば9日には桜華園のさくらまつり、29日には道の駅、春のイベントなど、さらにパワーアップした本来の神河町が戻ってまいります。コロナ対策はしっかり意識しながら、みんなで神河町を盛り上げてまいりましょう。

4月に入りましてからも、まだまだ寒暖の差が厳しくございます。くれぐれも健康に御留意いただき、御活躍されますことをお祈り申し上げまして、定例会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午後0時02分

---